

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

地区計画制度は、一体的に整備・保全を図る必要がある地区について、地区内の道路、公園等の整備や建築等に関し必要な事項を定め、開発や建築行為を、その地区の特性にふさわしい良好なまちづくりに誘導する制度です。

しかし、地区計画において建築物等の制限を定めただけでは、強制力のない指導・勧告が限度となります。

そのため本市では、地区計画の実効性を担保し強制力を持たせるため、平成 19 年 3 月に小田原市地区計画形態意匠条例（以下「条例」といいます。）を施行し、規制・誘導を行っています。

この度、久野地区において、大規模集客施設の立地を可能とする久野地区地区計画が決定され、これに応じた形態意匠に関する制限を設けるため、条例を改正し、適用区域に久野地区を追加することを検討しています。

なお、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのない小規模な建築物等については、同条例施行規則において適用除外としていることから、久野地区地区計画区域において適用除外となる建築物等を規定するものです。

2 改正内容

久野地区地区計画区域においては、次の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのない小規模な建築物等を条例による形態意匠の制限等の適用除外とします。

- (1) 専ら住居の用に供する建築物の存する敷地内における当該建築物に附属する工作物（塀、垣、柵その他の囲壁及び擁壁を除く。）で、当該工作物の高さが 3 メートル未満かつ見付面積が 10 平方メートル未満のもの
- (2) 道路（高さが 1.5 メートル未満の道路の附属物を含む。）
- (3) 電気事業、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業をいう。）、放送事業、有線テレビジョン放送業務その他これらに類する事業の用に供する空中線系（その支持物を除く。）
- (4) 公園、学校等におけるぶらんこ、滑り台、鉄棒その他これらに類する施設
- (5) 防犯灯

3 施行年月日

令和 4 年 9 月下旬を予定